

◆主旨と目的

この規約は、キオラスクエア広場(以下、「広場」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

広場は市民の憩いの場であるとともに、イベントなどにより駅前のにぎわいを創出する場として利用します。また、そのにぎわいを周辺に波及させることで中心市街地全体の活性化をめざしています。

◆広場概要◆

○場所

キオラスクエア広場(JR 三原駅から徒歩 1 分)
三原市城町 1 丁目 610 番 1(三原市城町 1 丁目 3 番 1 号)の一部

○利用時間

午前 9 時～午後 9 時
※上記以外の時間の場合は広場運営者へご相談ください

○利用料金と利用エリア

次の表に掲げる利用区分に応じて利用料等を納入していただきます。

ただし、当該利用に公益性があり営利を伴わない行事の場合など、広場運営者の判断により無償で使用していただくことができます。

<利用料>

利用区分	1 区画	半面	全面
全日利用 (午前 0 時～24 時)	1,000 円	5,000 円	10,000 円
1 時間単位	50 円	250 円	500 円
サービス料	1 申請 500 円		
電気使用料	1 コンセント 500 円		

- 占有利用の最小単位は 1 区画(3m×6m)
※サイズの目安 テント 1 張りまたはキッチンカー 1 台程度収容出来ます。
- 利用エリアは、図に示すエリアを設定する。(※別紙参照)

◆利用申込み～利用開始までの流れ◆

広場占有利用する場合は、下記の通りとなります。

① 利用申請書提出

- ・利用申請書の申請を行う。
- ・その他関係各所へ相談してください。
 - 【推奨】イベント保険への加入⇒保険会社とイベントに関する単発保険契約
 - 飲食関連の取り扱いがある場合⇒保健所への届け出
 - 火気器具等使用の場合⇒消防署への届け出

- 歩道占有を伴う場合⇒三原市(土木整備課)と警察署へ届け出
- ・利用申請は、前 6 か月にあたる日から 1 か月前までの間に必要
(例)利用希望日は 2020 年 10 月 1 日の場合、2020 年 4 月 1 日から受付可能
 - ※広場運営者が特に認める場合は、それ以外の日時に申込書を提出することが可能
- ・開場時間の延長が必要な利用者は、申込書にその理由を記載し、申請すること。
- ・1つの申し込みにつき連続する 7 日間を超えないこと。
 - ※広場運営者が特に認める場合は、それ以外の日時に申込書を提出することが可能。

② 広場運営者から申請の承認

- ・広場運営者は申込書の提出を受け、内容を審査し承認します。
- ・承認は原則として申し込み順に行います。
- ・審査には 1 週間程お時間をいただきます。
- ・次の項目のいずれかに該当するときは、広場の利用を承認しないことがあります。
 - 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき
 - 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認めるとき
 - 広場の管理上支障があると認めるとき
 - 特定の政治団体、宗教団体等の利益になると認められるとき
 - 前項に掲げるもののほか、その利用を不相当かと認めるとき
- ・次の項目のいずれかに該当するときは、広場の利用を承認後も取り消す場合があります。この場合、利用者に損害等が生じることがあっても、賠償等の責任を負いません。
 - また、中止した場合の利用料の返還はできません。
 - 申込書に虚偽の記載事項があった場合
 - 承認の際に付した条件を守らないとき
 - 利用に関する権利を第三者に譲渡あるいは転貸した場合
 - その他この規約に違反したとき

③ 利用料のお支払い

利用者は利用料を一週間以内に指定の口座にお振込み頂きます。期日を超えてお振込みがない場合は、予約を取り消しいたします。

④ イベント実施

広場運営者の指示に従って、広場をご利用ください。

○駐車場利用について

- 広場利用車両証書があれば、車両停車可能エリアに停車は可能です。
- 証明書は車内の外から見える場所へ掲示してください。

○禁止事項

広場では、次に掲げる行為が禁止されています。次の各号に該当する行為があった場合、または行うとした場合は、広場利用の中止を命ずる場合があります。

- 悪臭, ガス, 発煙を発散する恐れのある物品を持ち込むこと
- 発火もしくは引火しやすいもの, または爆発の恐れがある物品を持ち込むこと
- 署名, 勧誘, キャッチセールス等を行うこと
- 広場運営者の許可なく火気を使用すること
- 防災シートを敷かずに火気を使用すること
- 喫煙禁止エリアでの喫煙を行うこと
- ゴミその他廃棄物を投棄し, 不衛生な行為をすること

○遵守事項

利用者は次に掲げる事項を守り, 広場を利用してください

- 広場の入場者の安全確保の処置を講ずること
- 周辺地域住民及び周辺施設(図書館, ホテル, 保育所等)に対する騒音や振動等に配慮すること
- クレーム・トラブルについては利用者が誠意をもって対応すること
- 実演等を行うときは, 必要な防災上の処置を講ずること
- 広場の施設を汚損し, 損傷し, または滅失したときは, 直ちに広場運営者に届けること
- 利用者においてゴミ等の処分をするとともに利用後に清掃を実施すること
- 利用承認書を携帯すること
- 衛生管理を徹底し, 感染症予防処置を講ずること
- 各関係機関への届け出を行うこと
- 前各号に定めるもののほか, 運営上必要な広場運営者の指示に従うこと

⑤ 原状回復

利用者が広場の利用を終えた時, または利用承認を取り消されたときは, 広場を直ちに自己の負担で現状に回復してください。利用者が前項に規定する義務を履行しないときは, 広場運営者がこれを代行し, その費用を利用者から徴収することが出来るものとします。

- 備品の片づけ
- 電源など配線の片づけ
- ゴミ等の処分
- その他広場運営者が必要と認めたもの

◆キャンセルポリシー及び損害賠償について

<広場運営者の場合>

広場運営者の都合により利用のキャンセルをする場合は, 広場運営者から利用者にご連絡いたします。

・キャンセル料及び損害賠償について

キャンセル料は発生いたしません。ただし, 広場運営者はその際の損害を賠償しません。

<利用者の場合>

利用者側の都合でキャンセルされる場合は下記の通りとなります。

①取り消し方法

広場運営者にご連絡ください。予約取り消しを行います。

②キャンセル料

(利用者側都合の場合)

広場利用申請後, 審査受理前の場合:キャンセル料は発生いたしません。

広場利用申請及び審査受理後, 使用開始日の 30 日前まで:キャンセル料は発生いたしません。

広場利用申請及び審査受理後, 使用開始日の 29 日以内:広場利用料全額負担

※荒天などの避けられない気象条件により, 開催できない場合は, 利用料を返還いたします。

※天変地異や不測の事故, 災害にて生じた損害の賠償はいたしません。

◆イベント実施に関する損害について

広場運営者は, イベント主催者に対して, イベント保険の加入を強く推奨致します。

イベント保険に加入していない場合は, イベント実施期間における全責任を主催者が負うこととします。

イベント保険会社へは, 希望があれば広場運営者は紹介を行います。

◆その他

利用に関し, この規約に定めるもののほかは広場運営者の指示に従ってください。

■□問い合わせ先(案)■□

広場運営者:(株)KOTOYA

〒723-0046 広島県三原市明神2-15-7

連絡先:050-5490-8337

FAX:050-3488-1511